

いじめ問題対策方針の基本的な考え方

- ①危機意識・当事者意識を常に持ち、日々指導する。
- ②いじめの未然防止・早期発見のため指導方針の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
- ③いじめ問題の早期解決に向けた関係機関との連携
- ④教職員研修の実施
- ⑤教育委員会と情報の共有
- ⑥いじめ相談窓口の周知
- ⑦児童・生徒理解を深め、児童・生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童・生徒間の信頼関係づくりや児童・生徒相互の人間関係づくり・集団づくりに努める。
- ⑧いじめが解決したと思われる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていく。

観察・情報収集

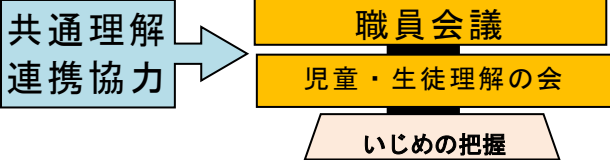
- ◇ 日常的な観察・校内巡視
- ◇ 生活の記録の活用
- ◇ 定期的なアンケート調査の実施
学校 毎月
市指定 5月、10月、2月
- ◇ 教職員間の情報交換
- ◇ 保護者等からの情報提供 等

いじめ問題対策チーム（常設）



- ◇生徒指導主事 ◇学級担任 ◇養護教諭 ◇教育相談担当 ◇部活動担当者
- ◇SC ◇いじめ対応アドバイザー

- 《内容》
- ・いじめ対応の基本方針徹底
 - ・いじめ防止の全体計画の策定
 - ・いじめを見逃さない学校づくり
 - ・教員の対応スキル向上



関係者への組織的対応（必ず生徒指導個人カードに記録）

- 情報収集共有→対応策の検討 ○役割分担連携→対応報告 ○評価→再検討
- 個別案件対応班
- ①からかいや無視など→担任対応、生徒指導主事に報告
- ②仲間はずれ・悪口→担任と生徒指導主事対応、管理職への報・連・相
- ③暴言・誹謗・中傷→担任と生徒指導主事と教頭対応、校長への報・連・相、全職員に周知
- ④傷害・脅迫→全教職員で協議、全職員で初期対応、教委への報・連・相
- ⑤極度の傷害・脅迫→全教職員で協議、全職員で初期対応、教委の承認後、警察に相談

いじめの早期発見・早期対応

- ◇ 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- ◇ いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童・生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- ◇ 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- ◇ いじめの事実関係の究明にあたっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- ◇ いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。「いじめている児童・生徒」に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導を行う。「いじめられている児童・生徒」については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ◇ 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、対応班全員で取り組むとともに、珠洲市教育委員会の指導・助言を仰ぎ、連携して対処する。
- ◇ 学校、家庭、地域等、関係者が一体となって早期解決に向けて取り組む。
- ◇ いじめ問題の解決後も継続的な指導・支援に取り組む。

再発防止

- ◇ 児童・生徒の心を育てる
・生命尊重 ・人権尊重
・思いやりの心 等
- ◇ 教師の心・技を磨く
- ◇ 組織的対応力をつける

保護者

- ◇ いじめの事実を正確に伝える。
- ◇ 本人を絶対にと守るという姿勢を示す。
- ◇ 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- ◇ 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

いじめられている児童・生徒

- ◇ 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ◇ 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ◇ 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。
- ◇ 回復：人間関係（交友関係）の確立を目指す。
- ◇ 成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- ◇ 心理的ケアを十分に行う。

観衆・傍観者等

- ◇ グループ等への指導を行う。
- ◇ 学年全体への指導を行う。
・具体的事実に基づいて話し合う。
『いじめは絶対に許されない行為』であることに気づかせる。
- ◇ 日頃から人権意識（感覚）を育む取組の充実を図る。
- ◇ 学校全体への指導を行う。
・「人権の日」の取組の充実を図る。

いじめている児童・生徒

- ◇ 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- ◇ 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- ◇ 内省：いじめられた児童・生徒のつらさに気づかせる。
- ◇ 処遇：課題解決のための援助を行う。
- ◇ 回復：体験活動等を通じて所属感を高める。

保護者

- ◇ いじめの事実を正確に伝える。
- ◇ 保護者の心情（不安、自責の念等）を理解する。
- ◇ 被害者への謝罪の意義を伝える。
- ◇ 児童・生徒の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。